

~地域で暮らす障がい児・者、家族の応援ブック~

発行:障がい福祉事業所連絡協議会

目 次

発刊にあたって	P01
障害者総合支援法の概要	P02
1)障がい者を対象としたサービス	P03~05
2) 障がい児を対象としたサービス	P06
3)相談支援	P07∼08
4)地域生活支援事業	P09
5)利用の手続き	P10~12
6)利用者負担の仕組みと負担軽減	P13~17
7) 障がいに係る自立支援医療	P18
8)補装具の制度	P19~20
9) 障がい福祉サービスの情報公表制度	P20
10)その他の障がい福祉制度	P21
障害者虐待防止法の概要	P22
障害者権利条約について	P23
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について	P23
豊後大野市内のサービス事業所一覧	P24~25
障がい福祉事業所連絡協議会所属の事業所紹介	P26
■障者支援施設 本城苑	P27
■本城苑 グループホーム コスモスI・Ⅱ	P28
■本城苑作業所 Be ハウス	P29
■サポートセンター サライ	P30
■就業・生活支援センター つばさ	P31
■放課後等デイサービス ぽっけ	P32
■グループホーム アイリス VOY	P33
■障害福祉サービス事業 光明	P34
■障害者短期入所事業 こうめい	P35
■豊野やすらぎ会共同作業所、グループホーム大野	P36
■指定特定相談事業所 青い鳥・フロイデ	P37
■青い鳥	P38
■こどもデイサービスみつばち	P39
■ホームヘルプセンター ももたろう	P40
■騰々舎 相談支援センター	P41
■地域活動支援センター いろは	P42
■新星館 障害福祉サービスセンター	P43
■障害福祉サービス事業所 千歳ハイツ・エイブル	P44
■ 多機能型事業所 じゃんぴんぐ VOY	P45
■相談支援センター LaLaLa	P46
■障がい者訪問介護事業所 奏	P47
■障害者支援施設 めぶき園	P48
■相談支援事業所 プラス	P49
■ホームヘルプサービスセンター らすかる	P50
■ライフサポートセンター なごみ園(多機能型事業所)	P51
■ グループホームかわしま	P52
■障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい	P53
■就労継続支援 A 型 ロイヤルウォッシュ	P54

発刊にあたって

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、障がい者が利用する福祉サービスが、より、身近なものとなり、難病患者等が障がい者の範囲に加わり福祉サービス受給の対象となったほか、重度訪問介護の対象範囲の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

障がいのある人が地域で安心して暮らせる共生社会の実現のために、きめ細かな活動と幅広い連携を めざす本会として、市内の相談を受け付ける窓口から障がい区分に応じた福祉サービスまで、この冊子 を見るだけで把握でき、簡単に相談から利用につながることで、ご本人やご家族の負担軽減につながれ ばと考えています。それによって皆様の生活がより豊かに暮らしやすいものとなることを願っています。

初版を平成25年9月に第1号、平成27年に第2号の改正版、平成29年に第3号の改正版を発行しましたが、平成30年の法改正の内容に沿った内容と市内事業所の改変などに併せ第4号改正版を発行するに至りました。

発行にあたっては、豊後大野市社会福祉課の皆さまに、細部にわたりご協力いただきましたことをこの書面をつうじ感謝申し上げます。

今回の情報誌は、豊後大野市の関係施設、障がい者の相談窓口で準備していますので利用者、保護者、 支援者で必要な方はお気軽にお尋ねください。

令和元年7月

障がい福祉事業所連絡協議会

障害者総合支援法の概要

障がい者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

■障がい福祉施策の流れ

障がい保健福祉施策は、2003 (平成 15) 年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援 費制度により充実が図られました。しかし、

- ①身体・知的・精神という障がい種別ごとでわかりにくく使いにくい
- ②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい
- ③費用負担の財源を確保することが困難

などの理由により、2006(平成18)年度からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、2013(平成25)年4月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行されました。また、2018(平成30)年4月の改正により、障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

■障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の 実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新 たな障がい保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

(1) 法の目的

法の目的を「障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されました。

(2) 基本理念

- ①全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として 尊重されること
- ②全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いなが ら共生する社会を実現すること
- ③全ての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されること
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生すること を妨げられないこと
- ⑥障がい者及び障がい児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、 制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

(3) 対象範囲

法が対象とする障がい者の範囲は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者を含む)に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者)としています。

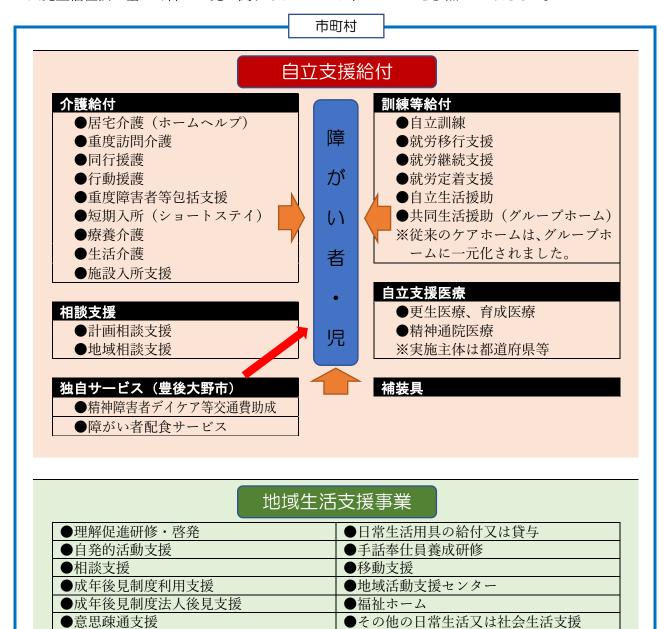
※2019 (令和元) 年7月時点で、361疾病が対象です。

(4) 利用できるサービス量

80項目に及ぶ調査を行い、その人に必要な支援の度合い(「障がい支援区分」)を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。

1 障がい者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。 ※児童福祉法に基づく障がい児に関するサービスは、6ページを参照してください。



支援

地域生活支援事業			
●専門性の高い相談支援	●専門性の高い意思疎通支援を行う者の養 成・派遣		
●広域的な支援	●意思疎通支援を行う者の派遣にかかる連 絡調整		

都道府県

「障がい福祉サービス」は、勘案すべき事項(障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」 に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

※表中の「省」は「障がい者」、「兜」は「障がい児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

1 介護給付費

① 居宅介護(ホームヘルプ)(者) 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 省	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、 行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入 浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行い ます。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となり ました。
③ 同行援護 省 兜	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報 の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 者 兜	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 ② 见	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。
⑥ 短期入所(ショートステイ) 圏 偲	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入 浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 뷭	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 🌯	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援) 省	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行い ます。

2 訓練等給付

① 自立訓練 🌋	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は 生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練が あります。
② 就労移行支援 🎳	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) (4)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及 び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、 雇用契約を結ばないB型があります。
④ 就労定着支援 省	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤ 自立生活援助 🌋	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や 随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行いま す。
⑥ 共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。 ※④と⑤は2018(平成30)年の法改正により新設されました。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新 (延長)は一定程度、可能となります。

3 相談支援

① 計画相談支援		
② 地域移行支援		サービスの内容についての詳細は、7 ページをご参照ください。
③ 地域定着支援		

4 地域生活支援事業

① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う施設 です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、 日常生活に必要な支援を行います。

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分ける ことにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

- ・療養介護※
- ・生活介護
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- · 就労移行支援
- ・就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)
- ・地域活動支援センター(地域生活支援事業)



住まいの場

- ・障害者支援施設の施設入所支援 又は
- ・居住支援(グループホーム、福祉ホームの機能)

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

2 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。また、一部、障害者総合支援に基づくサービスを利用することも可能です。詳細は、3~5ページをご参照ください。

■都道府県・市町村における障がい児を対象としたサービス

都道府県

障害児ス	・福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及 び知識技能の付与を行います。
八所支援	・医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、 保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行いま す。

市町村

	・児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター/医療型児童発達支援センター
障害児通	・医療型児童発達支援	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。
通所支援	・放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	・居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	・保育所等訪問支援	保育所等(※)を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018(平成30)年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障がい児も対象として追加されました。 (※)保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

3 相談支援

2012 (平成 24) 年 4 月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障がい福祉サービスを申請した障がい者等へと大幅に拡大されています。また、地域移行・地域定着支援の個別給付化が図られました。

地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを市町村が設置できることとなり、相談 支援体制の強化が行われました。さらに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会が 法律上位置づけられました。

事 業 名	内容
計画相談支援	 ●サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 地域定着支援 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援(児童福祉法)	●障害児支援利用援助障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。●継続障害児支援利用援助支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利 用支援を行います。障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障 害児相談支援の対象とはなりません。

「障がい者」の相談支援体系

利用計画

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

※事業者指定は、市町村長が行う。

地域定着支援

指定一般相談支援事業者 (地域移行·定着担当)

※事業者指定は、都道府県知事、指 定都市市長及び中核市市長が行う。

- ●計画相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援
- ●基本相談支援(障がい者・障がい児等からの相談)

●地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
- ・地域定着支援(24 時間の相談支援体制等)
- ●基本相談支援(障がい者・障がい児等からの相談)

※市町村は法の規定上、情報提供や相談対応が責務であり、地域生活支援事業で相談支援の役割を担う(9ページ参照)。

「障がい児」の相談支援体系

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

●計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援
- ●基本相談支援(障がい児や障がい児の保護者等からの相談)

指定障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づき設置

※事業者指定は、市町村長が行う。

●障害児相談支援(個別給付)

- · 障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

※障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

相談窓口一覧 ~まずはお気軽にご相談を~

※相談料は『無料』です

① 豊後大野市が委託している相談支援事業所(一般相談支援)

事業所名	住 所	TEL	FAX
サポートセンターサライ	三重町本城 2054	0974-22-1041	0974-22-2377
相談支援事業所プラス	犬飼町田原 1641-1	097-578-1500	097-578-0166

② 豊後大野市が指定している指定特定相談支援事業所(サービス等利用計画等の作成)

事業所名	住 所	TEL	FAX
サポートセンターサライ	三重町本城 2054	0974-22-1041	0974-22-2377
相談支援事業所プラス	犬飼町田原 1641-1	097-578-1500	097-578-0166
サポートセンター新星館	大野町田中 700-2	0974-34-2111	0974-34-3804
障害福祉相談支援センターエイブル	千歳町柴山 1167-1	0974-37-3751	0974-37-3751
騰々舎相談支援センター	緒方町馬場 796-1	0974-42-3578	0974-42-4187
青い鳥 フロイデ	三重町内田 2702-1	0974-24-0086	0974-24-0087
相談支援センター LaLaLa	千歳町船田 598 - 1	0974-27-5947	0974-27-5947
相談支援事業所 そよかぜ	犬飼町下津尾 3491-3	097-578-5001	097-578-5002

③ 大分県が委託している就労相談窓口(障がい者就労・生活支援センター)

事業所名	住 所	TEL	FAX
豊肥地区就業・生活支援センターつばさ	三重町秋葉 241	0974-22-0313	0974-22-0372

4 地域生活支援事業

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業が実施されます。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

	市町村事業
理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	●相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等 の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 ●基幹相談支援センターの設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を 行います。
手話奉仕員養成研修	手話で意思疎通支援を行う者を養成します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の 便宜を図ります。
その他(任意事業)	市町村の判断により、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。たとえば、福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援があります。

都道府県事業				
専門性の高い相談支援	発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い相談について、必要な情報提供等 を行います。			
広域的な支援	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市 町村域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。			
専門性の高い意思疎通支援を 行う者の養成・派遣	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者の養成、又は派遣する事業を行います。(手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者等の養成又は派遣を想定)			
意思疎通を行う者の派遣に係 る連絡調整	手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の派遣に係る市町村相互間の 連絡調整を行います。			
その他 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常 生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。たとえば、オストメイト社 会適応訓練、音声機能障害者発声訓練、発達障害者支援体制整備などがあります。 また、サービス・相談支援者、指導者などへの研修事業等を行います。			

5 利用の手続き

■サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口に申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。

- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4)「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

サービス利用に関する留意事項

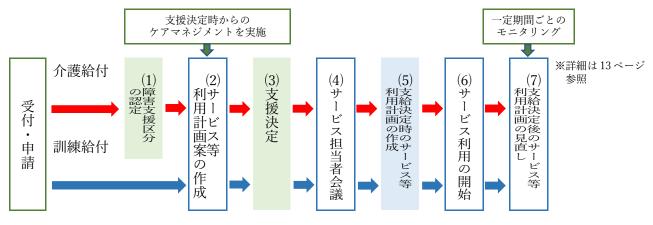
「 障がい児を対象としたサービスについて]

- 1. 障がい児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。
- 2. 障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。

「 サービス等利用計画について 〕

- 1. 2015 (平成 27) 年度以前において、地域に指定特定相談支援事業者がない場合等、サービス等利用計画の作成は必須ではありませんでしたが、2015 (平成 27) 年度より必須となりました。
- 2. 指定特定相談支援事業者が身近な地域にない場合等、それ以外の者が作成したサービス等利用計画案(セルフプラン)を提出することもできます。

■支援決定プロセス



※1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

*障害支援区分とは

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、

- ①移動や動作等に関連する項目(12項目)
- ②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
- ③意思疎通等に関連する項目(6項目)
- ④行動障がいに関連する項目(34項目)
- ⑤特別な医療に関連する項目(12項目)
- の 80 項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容 を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します

障害支援区分の調査項目

- 1 移動や動作等に関連する項目 「12 項目]
 - ①寝返り
 - ②起き上がり
 - ③座位保持
 - 4)移乗
 - ⑤立ち上がり
 - ⑥両足での立位保持
 - ⑦片足での立位保持
 - (8)歩行
 - 9移動
 - ⑩衣服の着脱
 - ①じょくそう
 - (12)えん下
- 2 身の回りの世話や日常生活 等に関連する項目
 - [16 項目]
 - ①食事
 - ②口腔清潔
 - ③入浴
 - ④排尿
 - (5)排便
 - ⑥健康・栄養管理
 - ⑦薬の管理
 - ⑧金銭の管理
 - ⑨電話等の利用
 - ⑩日常の意思決定
 - ①危険の認識
 - 12調理
 - (13)掃除
 - (4)洗濯
 - 15買い物
 - 16交通手段の利用

- 3 意思疎通等に関連する項目 「6項目〕
 - ①視力
 - ②聴力
 - ③コミュニケーション
 - ④説明の理解
 - ⑤読み書き
 - ⑥感覚過敏・感覚鈍麻
- 4 行動障がいに関連する項目 「34項目〕
 - ①被害的 · 拒否的
 - ②作話
 - ③感情が不安定
 - ④昼夜逆転
 - ⑤暴言暴行
 - ⑥同じ話をする
 - ⑦大声・奇声を出す
 - ⑧支援の拒否
 - 9徘徊
 - ⑩落ち着きがない
 - ①外出して戻れない
 - 121人で出たがる
 - 13収集癖
 - ⑭物や衣類を壊す
 - ①不潔行為
 - 16異食行動
 - 17ひどい物忘れ
 - 18 こだわり
 - ⑩多動・行動停止
 - 20不安定な行動
 - ②自らを傷つける行為
 - ②他人を傷つける行為

- ②不適切な行為
- ② 突発的な行動
- ②過食・反すう等
- 20そううつ状態
- ②反復的行動
- 28対人面の不安緊張
- ②意欲が乏しい
- ⑩話がまとまらない
- ③集中力が続かない
- ③2自己の過大評価
- ③集団への不適応
- 34多飲水·過飲水
- 5 特別な医療に関連する項目 「12 項目]
 - ①点滴の管理
 - ②中心静脈栄養
 - ③透析
 - ④ストーマの処置
 - ⑤酸素療法
 - ⑥レスピレーター
 - ⑦気管切開の処置
 - ⑧疼痛の看護
 - 9経管栄養
 - ①モニター測定
 - ⑪じょくそうの処置
 - **②**カテーテル

モニタリング

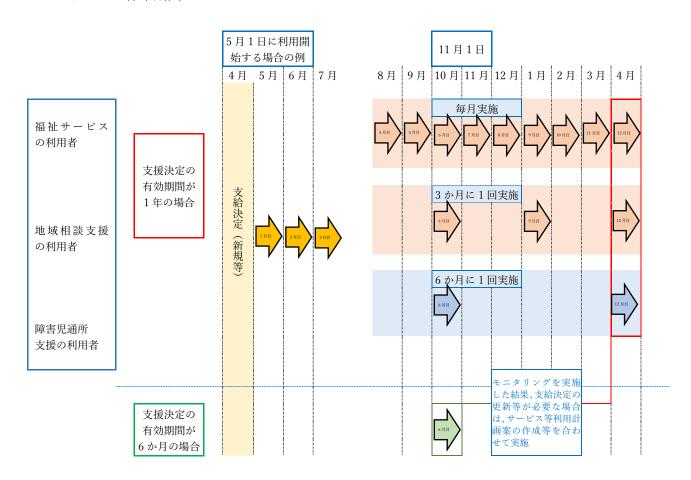
継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング」が実施されます。

- ※モニタリング実施期間は、利用者の状況や利用しているサービスの内容等によって市町村が定める期間ごとに行われ、少なくとも6ヶ月に1回以上は実施されます。
- ※セルフプランによるサービス利用者は、モニタリングは実施されません。
- ※新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった場合は、利用開始から3月を 経過するまでは1ヶ月ごとのモニタリングが標準とされています。

また、在宅福祉サービスの利用者については、障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行うことが必要である利用者や、単身世帯に属している利用者などについては、1ヶ月ごとのモニタリングを標準としており、この標準期間を勘案して、市町村が必要と認める期間でモニタリングが実施されます。

モニタリングの標準期間のイメージ



6 利用者負担の仕組みと負担軽減

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担 (応能負担)とされています。

■利用者負担に関する軽減措置

	入所施設利用者 (20 歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	就労定着支援・ 自立生活援助利用者	入所施設利用者 (20 歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
		1	利用者負担の	負担上限月額	設定 (所得段階別)	
		3高額隨害	 	書(世帯での所得段	受階別負担上限)		2 医療型 個別減免
		1.4BXIII EI	HIM >	(2.10.3.27/11412	X(1/4)X(1-1/4)		(医療、食事療 養費と合わせ、 上限額を設定)
_							
自己負担			事業主の負担によ る就労継続支援A 型事業(雇用型) の減免措置				
坦			ジベル 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
		_					
			8 <mark>生活保護へ</mark> の)移行防止 (負担 	旦上限額を下げる)		
			_				
			9高齢障害	者の利用負担			
食		食費や居住費に ついては実費負 担ですが、通所					
費	4 補足給付 (食費·光熱水	施設(事業)を 利用した場合に は、 <mark>6</mark> の軽減措 置が受けられま	6食費の人件費支給によ			5 補足給付 (食費·光熱水	
・光熱水費等	費負担を減免)	す。	る軽減措置			費負担を減免)	
等		7補足給付 (家族負担を減 免)					

6-1 障がい者の利用負担

1 月ごとの利用者負担には上限があります

●障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に 利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯(注 1)	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

- (注1)3人世帯で障害基礎年金1級 受給の場合、収入が概ね300 万円以下の世帯が対象となります。
- (注 2) 収入が概ね 600 万円以下の 世帯が対象となります。
- (注3) 入所施設利用者(20歳以上)、 グループホーム利用者は、市 町村民税課税世帯の場合、 「一般2|となります。
- ●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障がい児の利用者負担は17ページ に記載してあります。

2 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

医療型個別減免

- ●療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。
- (20歳以上の入所者の場合)
- ●低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が 減免されます。
 - ※市町村民税非課税世帯が対象です。

4 5 6 食費等実費負担についても、減免措置があります

(20歳以上の入所者の場合)

●入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、53,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を53,500円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額についても、超える額の30%は収入として認定しません。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

(通所施設の場合)

●通所施設等では、低所得、一般 1 (グループホーム利用者〈所得割 16 万円未満〉を含む)の場合、 食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

7 グループホームの利用者に家賃助成があります

●グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む)の利用者(生活保護又は低所得の世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。※市町村民税非課税世帯が対象です。

家 賃	補足給付額
1万円未満の場合	実費
1万円以上の場合	1万円

8 生活保護への移行防止策が講じられます

●こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

1 月ごとの利用者負担には上限があります

- ●障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- ●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲		
18歳以上の障がい者	障がいのある人とその配偶		
(施設に入所する 18、19 歳を除く)	者		
障がい児	保護者の属する住民基本台		
(施設に入所する 18、19 歳を含む)	帳での世帯		

[※]障がい者の利用者負担は17ページに記載してあります。

区分	世帯の場	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世	0 円	
低所得	市町村民税非課	0 円	
47	市町村民税課税世帯	通所施設、ホーム ヘルプ利用の場合	4,600 円
般 1 (所得割 28 万円 (未満)		入所施設利用 の場合	9,300 円
一般 2	上記以外	•	37,200 円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

2 医療型障害児入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免があります

医療型個別減免

- ●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担 相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。 (20 歳未満の入所者の場合)
- ●地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。※所得要件はありません。

5 福祉型障害児入所支援施設を利用する場合、食費等の減免があります

(20歳未満の入所者の場合)

●地域で子どもを養育する費用(低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円)と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

6 障害児通所支援<児童発達支援、医療型児童発達支援>を利用する場合、食費の負担が軽減されます

●障害児通所支援については、低所得世帯と 一般1は食費の負担が軽減されます。具体 的には次のとおりとなります。

所得階層	食費
低所得	2,860 円
一般 1	5,060 円
一般 2	11,660 円※軽減なし

※月22日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されます。

児童発達支援の利 用者負担

事業費 14.4 万円	利用者負担	食費
低所得	0 円	2,860 円
一般 1	4,600 円	5,060 円
一般 2	14,400 円	11,660 円

医療療型児童発達 支援の利用者負担

事業費(福祉)4.9 万円			
事業費(医療)4.5 万円	福祉部分	医療部分	食費
低所得	0 円	4,500 円	2,860 円
一般 1	4,600 円	4,500 円	5,060 円
一般 2	4,900 円	4,500 円	11,660 円

6-3 高額障害福祉サービス費(世帯単位の軽減措置)

3 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障がい福祉サービス等給付費が支給されます

- ●障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障がい福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超える場合は、高額障がい福祉サービス等給付費が支給されます(償還払いの方法によります)。
- ●障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払いの方法によります)。※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。
- ●2012 (平成24) 年4月1日より補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。
- ●同一の世帯に障がい福祉サービスを利用する障がい者等が複数いる場合、障がい福祉サービスと介 護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障がい者等がいる場合などで、利用者負担の合計額が 一定の額を超える場合には、高額障がい福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。
- ●ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障がい児入所医療に係る利用者 負担については、合算の対象外とされています。

具体例

前提

父親Aさん、母親Bさん(障がい者)、子どもCさん(障がい児)の3人家族で、Cさんが障害児通所支援を利用(Aさんが通所給付決定保護者)し、Bさんが障がい福祉サービス及び補装具を利用(Bさんが支給決定障がい者等及び補装具費支給対象障がい者等)する場合であって、世帯の高額費算定基準額Xが37,200円である場合。

合算の 仕組み 高額費は、利用者負担世帯合算額と高額費算定基準額の差額を支給対象とする。

利用者負担世帯合算額 Y 80,000 円 (1+2+3)

刊加有負担医市口异旗 1 00,000 | 1 (1) | 1 | 1 | 1 | 1 |

①障害児通所支援に係る②障がい福祉サービスに③補装具に係る利用者負利用者負担 30,000 円係る利用者負担 20,000 円担 30,000 円

※この事例における改正後の高額費支給対象額は 42,800 円 (Y-X)

支給額

Aさん又はBさんに対する支給額は、高額費支給対象額を通所給付決定保護者按分率、支給決定障がい者等按分率(Aさん、Bさんに係る利用者負担を利用者負担世帯合算額でそれぞれ除して得た率)で按分した額とする。

A さんに支給される高額障がい児通所給付費 42,800 円×①/Y = 16,050 円

Bさんに支給される高額障がい福祉サービス等給付費 42,800円× (②+③) /Y = 26,750円

※高額費算定基準額は、従来と同様、市町村民税課税世帯は37,200円、それ以外は0円とする。 ※一人の障がい児の保護者が障がい福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか2つ以 上のサービスを利用する場合、その負担上限月額は利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とす る特例を設ける。

6-4 高齢障がい者の利用者負担

9 一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減(償還)されます

- ●障がい福祉サービスを利用してきた方が、65歳になり介護保険サービスに移行すると、利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、2018 (平成30)年4月より、利用者負担を軽減する仕組みが設けられました。
- 対象者は次の要件を全て満たす方です。
 - 1 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けていたこと。※ただし、65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障がい福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、介護保険相当障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

(%1)						
<u>介護保険相当障がい福祉サービス</u> 障がい福祉相当介護保険サービス					ビス	
[居宅介護]	[生活介護]	[短期入所]	[訪問介護]	[通所介護] [地域密着型 通所介護]	[短期入所 生活介護]	[小規模多機能型 居宅介護]
基準	準該当サービスを含む。 基準該当サービスを含む。 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まない。			スは含まない。		

※65歳までの5年間にわたり「介護保険相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護保険サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

- 2 65 歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65 歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。
- 3 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと。
- 4 65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと。

障がいに係る自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を 軽減する公費負担医療制度で、次の3つに大別されます。

対 者

精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有す る者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、そ の障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待で きる者(18歳以上)

育成医療

身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等 の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

詳しくは、厚労省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jiritsu/index.html

■自立支援医療の自己負担と軽減措置

- ●世帯の市町村民税課税額または本人の収入に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。た だし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となりま す。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる者(高額治療継続 者〈いわゆる「重度かつ継続」〉)にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減措 置がとられています。
- ●世帯の単位は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

■自立支援医療の自己負担の概要

給付水準

世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定(これに満たない場合は1割)。 入院時の食事瘠養費又は生活瘠養費(いずれも標進負担額相当)については原則自己負担

また、八匹时の	及事原食貝入は土	活席食具(いり)	いも 宗毕貝担領作		<u> </u>
	一定所得以下		中間所	一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税 非課税 本人収入 ≦80万	市町村民税 非課税 本人収入 >80万	市町村民税 <3.3万 (所得割)	3.3 万 ≦市町村民税 <23.5 万 (所得割)	23.5 万 ≦市町村民税 (所得割)
生活保護	低所得 1 負担上限月額 2,500 円	低所得 2 負担上限月額 5,000 円	負担上限月額:医療	所得 保険の自己負担限度 経過措置※2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 公費負担の 対象外 医療保険の 負担割合・ 負担限度額
			高額治療中間所得層 1 負担上限月額 5,000 円	継続者(「重度かつ継ん 中間所得層 2 負担上限月額 10,000円	売 」)※1 一定所得以上※2 負担上限月額 20,000円

- ※1 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおりです。

 - ①疾病、症状等から対象となる者。 ●更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障がい (肝臓移植後の抗免疫療法に限る)。
 - ●精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい若しくは薬物関連障がい(依存症等)の 者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
 - ②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 医療保険の多数回該当の者。
- ※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置があります(期間は 2021 年 3 月末まで)。

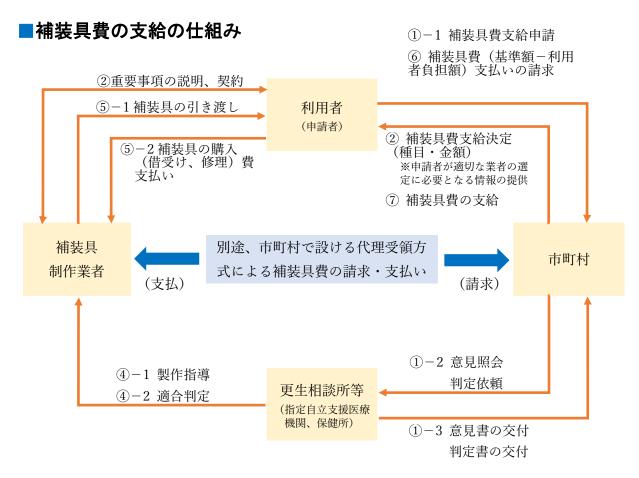
8 補装具の制度

補装具

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に わたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等

補装具費の支給

- ●補装具購入等の費用を支給する制度です。利用者負担については所得等に配慮した負担となっています。
- ●支給決定は、障がい者又は障がい児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- ●2018 (平成30) 年4月の改正により補装具費の支給基準に「借受け」が追加されました。「購入」を基本とする原則は維持した上で、成長に伴って短期間での交換が必要であると認められる場合など、借受けによることが適当である場合に限り、補装具費の支給の対象となります。



※借受けにかかる補装具費の支給は、購入と同様の手続きとなり、借受け期間中は毎月支給されることとなります。初回は従来どおり申請、判定、支給決定を行った上で補装具費が支給され、2月目以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求によって、補装具費が支給されます。

補装具費支給制度の利用者負担

●補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっています。 なお、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。 障がい福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る 利用者負担を合算したうえで利用者負担の軽減が図られるようになっています。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(※)	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

※市町村民税非課税世帯

例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです

種別	世帯の範囲					
18 歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者					
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯					

また、こうした負担軽減措置を講じても、自己負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

9 障がい福祉サービスの情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事が報告された内容を公表する「障がい福祉サービス等情報公表制度」が2018(平成30)年4月に施行されました。

今後、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で情報が公表され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できることとなります。

■報告·公表事項

基本情報	運営情報
●法人・事業所等の所在地	●利用者の権利擁護の取り組み
●電話番号	●サービスの質の確保の取り組み
●従業者数	●適切な事業運営・管理の体制等の障がい福
●サービスの内容等の基本的な情報 等	祉サービス等の運営に関する情報 等

10 その他の障がい福祉制度

(よくご相談をいただくサービス一覧)

涌	通		身体障がい者手帳							療育手帳						保促手帳		
番	制度名	1 級	2級	3級	4 級	5級	6 級	無	A 1	A 2	B 1	B 2	無	1 級	2 級	3級	無	備考
1	自立支援給付 (福祉サービス)	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	より ○に	0	0	0	より○	
2	地域生活支援 事業	0	0	0	0	0	0	×	\circ	\circ	0	0	よ条 り件 ○に	\circ	0	0	よ 条 () ()	事業によって 例外あり(要 相談)
3	重度心身障害者 医療費給付	0	0	×	×	×	×	×	\circ	0	×	×	×	\circ	×	×	×	
4	自立支援医療	0	0	0	0	0	0	\circ	×	×	×	×	×	\circ	0	0	\circ	・更生医療・精神通院・育成医療
5	在宅重度障害者 住宅改造	0	0	×	×	×	×	×	\circ	0	×	×	×	\circ	×	×	×	65歳以上は対象外(代 わりとして高齢者住宅 改造の利用は可)
6	運転免許取得 助成	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	最高 10 万円 まで
7	自動車改造助成	\circ	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	最高 10 万円 まで (市民税課税 者は5万円まで)
8	有料道路	第1種の方… 介護者も○ ×					×	介護者	○ (た	×	×	×	×	×	×	×		
0	通行料金割引	穿	等 2 和		方: 人の			×	の	だし	×	×	×	×	×	×	×	
9	NHK 放送 受信料免除 (全額免除)	0	0	0	0	0	0	×	\circ	\circ	0	0	×	\circ	0	0	×	「世帯及び実質同世 帯員全員が市民税非 課税」が条件
9	NHK 放送 受信料免除 (半額助成)	0	0		覚・ いの			×	0	0	×	×	×	0	×	×	×	「手帳保持者 が世帯主」であ ることが条件
10	特別障害者手当		日常生活において常時特別の介護を要する方								調査及び診断 書等により決 定							
11	障害児福祉手当	在宅の重度障がい児で常時の介護を要する方									調査及び診断 書等により決 定							
12	自動車税の減免 (軽自動車)	○ ○ △ (障がい内 × 容による)			\circ	\circ	×	×	×	\circ	×	×	×	介護者運転は 条件を満たせ ば○				
13	自動車取得税の 減免	\bigcirc	0		(障 容に			×	\circ	0	×	×	×	0	×	×	×	

※内容については変更される場合や、特例等により「×」の方でも利用が出来る場合もありますので、 詳細についてはそれぞれの窓口(不明な場合は豊後大野市役所社会福祉課)へお問合せください。 障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

1 目 的

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって 障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、 国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する 支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促 進し、もって障がい者の権利利益の擁護に管することを目的とする。

2 定 義

- 1 「障がい者」とは、身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい 及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改 正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障がい者虐待」とは、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者 虐待、③使用者による障がい者虐待をいう。
- 3 障がい者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の 5つ。

3 虐待防止施策

- 1 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障がい者虐待」を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報を義務づけるとともに、 障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

■障がい者福祉施設従事者等に ■養護者による障がい者虐待 ■使用者による障がい者虐待 よる障がい者虐待 「市町村の責務」 「事業主の責務」 |設置者等の責務| 当該事業所における障がい者 相談等、居室確保、連携確保 当該施設等における障がい者 に対する虐待防止等のための に対する虐待防止等のための 措置を実施 惜置を実施 「スキーム] |スキーム| [スキーム] 都 報 労働局 市町村 通 都道府県 通 報 待 待 市告 渞 報 ①事実確認(立入調査等) ①監督、権限等 待 発 町 ①監督権限等の適切な 発 市 府 ②措置(一時保護、後見審判請 の適切な行使 通 通 発 見 見 県 町 村 行使 報 知 ②措置等の公表 見 求) ②措置等の公表 村

3 就学する障がい者、保育所等に通う障がい者及び医療機関を利用する障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づける。

4 その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障がい者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、 民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障がい者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障がい者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検.討を加え、 必要な措置を講ずるものとする。
- ※虐待防止スキームについては、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい児者には施設等の種類(障がい者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者権利条約について

2014 (平成 26) 年 1 月 20 日に日本は「障害者の権利に関する条約」を締結しました(国内発効は同年 2 月 19 日)

1 障害者権利条約の内容等

「障害者権利条約」は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している。条約が定める内容は、障がいに基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む)の禁止、障がい者が社会に参加し包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等。この条約の締結により、我が国における障がい者の権利の実現に向けた取り組みや人権尊重についての国際協力が一層推進されることが見込まれている。

※合理的配慮=障がいのある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、求められた側は、過度な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

2 障害者権利条約締結までの経緯

条約締結までは、2006 (平成 18) 年 12 月に国連総会で条約が採択、2007 (平成 19) 年 9 月に日本が条約に署名、2008 (平成 20) 年 5 月に条約が発効、といった経緯を辿ったが、我が国では条約締結に先立ち、障がい当事者の意見も聴きながら国内法令の整備を推進した。その結果、2011 (平成 23) 年 8 月には障害者基本法が改正、2012 (平成 24) 年 6 月には障害者総合支援法が成立、2013 (平成 25) 年 6 月には障害者差別解消法が成立、障害者雇用促進法が改正された。そして、これらの法整備を受け、2014 (平成 26) 年 1 月 20 日に条約に批准し、同年 2 月 19 日に同条約は我が国について効力を発生した。

詳しくはこちらをご覧ください(外務省 HP)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(略称:障害者差別解消法) について

1 障害者差別解消法の目的

障害者差別解消法は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013(平成25)年6月26日に公布され2016(平成28)年4月1日に施行された。

2 障害者差別解消法の内容

この法律により、政府は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する「基本方針」を定め、差別を解消する施策の基本的な方向、行政機関等や事業者が講ずべき措置に関する基本的事項を定めており、これを受け行政機関等や事業者は、事務や事業を行うに当たり、障がい者の権利利益を侵害しないことや障がい者の意思表明に応じた合理的配慮を行わなければならない。

また、国や地方の行政機関の長や国や地方の独立行政法人等は、基本方針に即して職員が適切に対応するための「対応要領」を定めることや、主務大臣においては、事業者が適切に対応するための「対応指針」を定めている。

詳しくはこちらをご覧ください(内閣府 HP)

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

豊後大野市内のサービス事業所一覧

1 障がい者を対象とした介護給付

【居宅介護(ホームヘルプ)】

- ◆ホームヘルプセンター紫雲 (紫雲会)
- **◆**ホームヘルプセンターももたろう (オーバー)
- **◆**ヘルパーステーションぶんごおおの(社協)
- ◆障がい者訪問介護事業所 奏 (ココロノオト)
- ◆ホームヘルパーセンターらすかる(萌葱の郷)
- ◆ニチイケアセンターみえ (ニチイ学館)
- **◆**任運荘ホームヘルパーステーション(任運社)
- **◆**ヘルパーセンター偕生園(偕生会)
- **◆**ヘルパーステーションつむぎ(福和会)

【重度訪問介護】

- ◆ホームヘルプセンター 紫雲(紫雲会)
- ◆ホームヘルプセンターももたろう(オーバー)
- **◆**ヘルパーステーションぶんごおおの(社協)
- ◆障がい者訪問介護事業所 奏 (ココロノオト)
- ◆ニチイケアセンターみえ (ニチイ学館)
- ◆任運荘ホームヘルパーステーション (任運社)
- ◆ヘルパーセンター偕生園(偕生園)
- ◆ホームヘルパーセンターらすかる(萌葱の郷)

【同行援護】

◆ホームヘルプセンターももたろう (オーバー)

【行動援護】

◆ホームヘルプセンターももたろう(オーバー)

◆ホームヘルパーセンターらすかる(萌葱の郷)

【短期入所(ショートステイ)】

- ◆本城苑(紫雲会)
- ◆ショートステイ青い鳥(青い鳥)
- ◆偕生園ショートステイサービス(偕生会)
- ◆障害者短期入所事業 こうめい (大分県光明寮)
- ◆障がい者支援施設 騰々舎(任運社)
- ◆めぶき園(萌葱の郷)

【生活介護】

- ◆障害福祉サービス事業 光明(大分県光明寮)
- ◆障がい者支援施設 騰々舎(任運社)
- **◆**じゃんぴんぐ VOY (福和会)
- ◆障害福祉サービス事業所どんこの里いぬかい(萌葱の郷)
- ◆本城苑(紫雲会)
- ◆活動支援センター 新星館(偕生会)
- ◆障害者支援施設 めぶき園(萌葱の郷)
- ◆生活介護事業所 なごみ工房(萌葱の郷)

【障がい者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)】

◆本城苑 (紫雲会)

- ◆障がい者支援施設 騰々舎(任運社)
- ◆障害者支援施設 めぶき園 (萌葱の郷)

2 障がい者を対象とした訓練等給付

【自立支援(機能訓練・生活訓練)】

- ◆障害福祉サービス事業 光明(大分県光明寮)
- ◆千歳ハイツ・エイブル (宿泊型) (千仁会)

【就労移行支援】

本城苑作業所 Be ハウス (紫雲会)

【就労継続支援 A型】

- ◆就労支援センター 新星館 (A型) (偕生会)
- ◆ロイヤルウォッシュ (ロイヤルウォッシュ)
- ◆障害福祉サービス事業所どんこの里いぬかい (萌葱の郷)

【就労継続支援 B型】

- ◆豊野やすらぎ会(豊野やすらぎ会)
- ◆青い鳥(青い鳥)
- ◆本城苑作業所 Be ハウス(紫雲会)
- ◆AKARI (あかり)
- ◆就労支援センター 新星館(偕生会)
- ◆障害福祉サービス事業所千歳ハイツ・エイブル (千仁会)
- ◆多機能型事業所 じゃんぴんぐ VOY (福和会)

【共同生活(グループホーム)】

- ◆グループホーム コスモス I、II (紫雲会)
- ◆グループホーム 大野(豊野やすらぎ会)
- ◆グループホーム アイリス VOY (虹の会)
- ◆グループホーム 青い鳥(青い鳥)
- ◆グループホーム新星館(偕生会)
- **◆**グループホーム ながたに (千仁会)
- ◆グループホーム かわしま(萌葱の郷)

3 障がい児を対象としたサービス

【放課後デイサービス】

- ◆放課後等デイサービスぽっけ(紫雲会)
- ◆こどもデイサービスみつばち (メムハごケアマネーシメント)
- ◆こども発達・才能支援センター なごみ (萌葱の郷)

【保育所等訪問支援】

◆こども発達・才能支援センター なごみ (萌葱の郷)

4 相談支援

【計画相談支援】

- ◆サポートセンターサライ (紫雲会)
- ◆青い鳥・フロイデ(青い鳥)
- ◆騰々舎相談支援センター(任運社)
- ◆サポートセンター新星館(偕生会)
- ◆障害福祉相談支援センター エイブル (千仁会)
- ◆相談支援センターLaLaLa (ココロノオト)
- ◆一般相談支援事業所 プラス (萌葱の郷)
- ◆相談支援事業所 そよかぜ (FOR ALL)

【地域相談支援】

- ◆サポートセンターサライ(紫雲会)
- ◆一般相談支援事業所 プラス(萌葱の郷)

【障がい児相談支援】

- ◆サポートセンターサライ (紫雲会)
- ◆騰々舎相談支援センター(任運社)
- ◆サポートセンター新星館(偕生会)
- ◆障害福祉相談支援センター エイブル (千仁会)
- ◆相談支援センターLaLaLa(ココロノオト)
- ◆一般相談支援事業所 プラス (萌葱の郷)
- ◆相談支援事業所 そよかぜ (FOR ALL)

【その他】

◆障害者就業・生活支援センター つばさ (紫雲会)

5 地域生活支援

【日中一時支援】

◆本城苑 (紫雲会)

◆ももたろう (オーバー)

◆騰々舎(任運社)

◆めぶき園(萌葱の郷)

【移動支援】

◆ももたろう (オーバー)

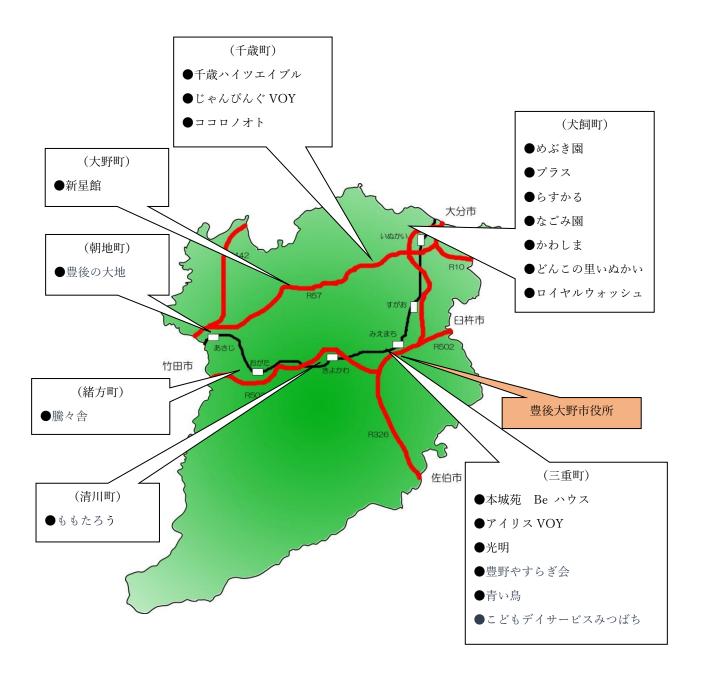
- **◆**ヘルパーステーションつむぎ(福和会)
- ◆障がい者訪問介護事業所 奏(ココロノオト)
- ◆らすかる (萌葱の郷)

【地域活動支援センター】

◆青い鳥(青い鳥)

◆いろは(豊後の大地)

障がい福祉事業所連絡協議会所属の事業所紹介



事業所名称	障害者支援施設 本城苑						
事業所所在地	〒879-7144 大分県豊後大野市三重町本城2054番地						
電話•FAX	TEL 0974-22-3230 FAX 0974-22-3606 E-mail:honjyoen@comet.ocn.ne.jp						
利用できる方	☑知的障がい □身体障がい □精神障がい☑発達障がい □高次脳機能障がい □難病 ☑児童						

【施設入所支援】

【生活介護】

【短期入所】 (送迎有) 空床利用有

【日中一時支援】

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

【施設入所支援】

定員50名 小舎制ユニット

2人部屋一部個室(家族的雰囲気の中で生活していただきます。)

【生活介護】

3つの活動で充実した日中を過ごしています。

- ・園芸班野菜や花卉を栽培します。
- ・創作班 くるみボタンで創作品を作ります。
- ・リハビリ班 週1回PT支援を行います。
- ★各班活動に加え、希望に応じて外出・買い物・誕生日外食・理美容の支援を行っています。

利用料金

食費(朝350円,昼550円,夕550円)・光熱水費 9,420円

その他(写真等)





事業所名称	グループホーム コスモス1・コスモス2
事業所所在地	〒879-7153 豊後大野市三重町玉田1149-1 ウインドミル21 (101、102、201、202)
電話•FAX	TEL 0974-22-3230 FAX 0974-22-3606
利用できる方	✓知的障がい □身体障がい✓発達障がい □高次脳機能障がい □難病 □児童

【共同生活援助】外部サービス利用型

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

[事業内容]

定員 コスモス1 (男性5名) コスモス2(女性5名)

世話人 5名

[セールスポイント]

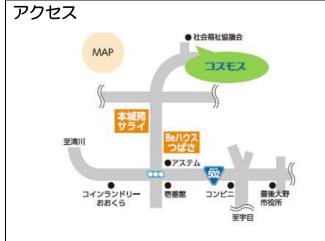
地域で安心安全な生活と、家庭的雰囲気の中、地域住民として生活できる場を提供しています。

世話人による食事提供支援のほか、要望により買い物・受診同行あり。

余暇・相談支援・助言を行い、自立生活を支援します。

★365日食事提供あり。働いている方に、お昼の手作り弁当を支援します。

	家賃 20,000 円(家賃助成あり)。食費、生活費は実費。
利用料金	収入状況により上記利用料以外自己負担が発生する場合がありま
	す。





事業所名称	本城苑作業所 Beハウス		
事業所所在地	〒879-7141 大分県豊後大野市三重町秋葉241番地		
電話 • FAX	TEL $0974(22)3773$ FAX $0974(22)3033$ E $\cancel{\times}$ — $\cancel{\nu}$: hon. behouse@blue. ocn. ne. jp HP Shiunkai.com		
利用できる方	✓知的障がい □身体障がい✓発達障がい □高次脳機能障がい	☑精神障がい □難病	□児童

就労継続B型(定員20名)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

【就労継続B型】

「地元で働きませんか?」を合言葉に、明るい作業所で、楽しくみんなで協力して作業をしています。

【営業日】 月~金(9:00~16:30)

※月数から8日を引いた日数(祭日希望休有)

【工 賃】 時給制(事業所規定による)

【業務内容】

農業(生産販売・食品加工)惣菜(コロッケ) 漬物 乾燥野菜

産物の移動販売(野菜・加工品・市指定ゴミ袋)

除草作業(太陽光発電所、個人宅も行います)・公園管理・名刺作成

内職(カッター組立、ダイレクトメール封入)

清掃 (レンタルベッドの消毒等)

各行事への出店・地域交流会の開催

季節により利用者レクレーション

食事会・忘年会・新年会・買い物外出(利用者の希望により実施)

★送迎あり: 豊後大野市・竹田市・臼杵市・他要相談 昼食は200円で提供します。

利 用 料 金 | ※詳しくは各市町村担当課へご相談ください。

アクセス



その他 (写真等)







事業所名称	サポートセンター サライ					
事業所所在地	〒879-7144 大分県豊後大野市三重町本城2054番地					
電話•FAX	TEL 0974-22-1041 FAX 0974-22-2377 E-mail siun-zaitaku@tea.ocn.ne.jp					
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい☑高次脳機能障がい☑難病☑児童					

相談支援事業・指定特定相談支援事業(児・者)指定一般相談支援事業

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

[相談支援事業] (地域活動支援事業)

市からの委託を受け、障がい児・者又は保護者等から福祉サービス利用・医療・年金等の生活全般または及び・就学などの相談に応じ、地域生活の定着を目指した支援等を行っています。

[指定特定相談支援事業]

障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、利用するサービス内容等を定めたサービス利用計画作成及び定期的な(評価)モニタリングの支援を行います。

[指定一般相談支援事業]

退院、退所の方に対する地域移行又は定着支援を行います。

[セールスポイント]

★資格・経験豊富な職員が、児童・成人問わず、切れ目のない支援を目指しています

利用料金	無料	
アクセス MAP	● 社会福祉協議会 Main	その他 (写真等)

事業所名称	豊肥地区障がい者就業・生活支援センターつばさ					
事業所所在地	〒879-7141 大分県豊後大野市三重町秋葉241番地					
電話•FAX	$\begin{array}{llllllllllllllllllllllllllllllllllll$					
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい☑高次脳機能障がい☑難病□児童					

障がい者就業・生活支援センター「大分労働局・大分県商工労働部・福祉保健部」委託 雇用安定等事業

障がい者雇入れ体験 (職場実習)業務

障がい者雇用アドバイザー配置事業

生活支援等事業

就業支援員2名、生活支援員1名、障がい者雇用アドバイザー1名

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

[事業内容]

身体・知的・精神の障がいを持ち、就職を希望する方や離職の恐れのある方に対し、職場実習あっせん等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談支援を行うことにより、障がいのある方の職業生活における自立を図ることを目的としています。

[セールスポイント]

★地域で豊かな職業自立生活が送れるよう、誠心誠意、サポートに努めてまいります。

利用料金

無料

その他 (写真等)



事業所名称	放課後等デイサービス ぽっけ					
事業所所在地	〒879-7144 大分県豊後大野市三重町本城2060番地1					
電話•FAX	TEL 0 9 7 4 - 2 2 - 3 5 5 3 FAX 0 9 7 4 - 2 2 - 3 0 0 2 E-mail:hon.pokke@ace.ocn.ne.jp					
利用できる方	☑知的障がい □身体障がい □精神障がい☑発達障がい □高次脳機能障がい □難病 ☑児童					

【放課後等デイサービス】 定員 10名

対象者 小学校1年生から高校3年生

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

<日々の過ごし方>

学校終了後、もしくは学校休業日に、自宅以外で安心安全に過ごせる場所として、 また、活動や遊びを通し、お友達や職員と一緒に協調性や社会人へのステップを学べるよう。楽しく、発散できるように過ごしています。

<セールスポイント>

大人になったとき、社会の中で感じるかもしれない居心地の悪さをできる限り軽減できるよう活動や遊びの中で多くを経験し、「そんなこともあるよね。」と切り替えができるよう支援を行っています。

<事業の実施地域>

コインランドリー

豊後大野市三重町周辺(以外の地域は要相談)

※家族送迎の場合はこの限りではありません。

<送迎>

片道30分圏内(その他の地域については要相談)

利用料金

アクセス

※詳しくは各市町村担当課へご相談ください。



事業所名称	社会福祉法人 虹の会		
	障がい者グループホーム アイリスVOY(ボイ)		
事業所所在地	= 8 7 9 - 7 1 3 1		
	豊後大野市三重町市場 150-4		
電話・FAX	TEL 0974-22-8813		
	FAX 0974-22-8826		
	Eメール irisvoy@niji-iris.com		
利用できる方	☑知的障がい ☑身体障がい		
	☑発達障がい ☑高次脳機能障がい □難病 □児童		

・共同生活援助(包括型グループホーム)・・・定員16名

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

【事業所特徴・指針】

豊後大野市三重町の中心部に位置し、家庭的な雰囲気の中で共同生活を行い、自立した日常生活および社会参加が出来るよう、身体状況・環境に応じて、相談・居宅・食事サービス等の日常生活の支援・訓練を行っています。

特に、生きるための基本となる食事は、地域で育った旬の食材を使い、バランスの取れた・家庭的な料理を提供し、利用者の方が健やかな生活を送っていただけるように心掛けています。

【利用条件】

上記(利用できる方)の対象者で

- ・市町村の障がい福祉サービス受給決定を受けられている方
- ・常時、治療や看護を必要としない方
- ・将来的に自立した生活を目指している方

※随時、入居相談・見学を受付けしております。お気軽にお問合せください。

利 用 料 金

- ・家賃31,000円(収入状況により、市町村より家賃補助あり)
- ・ 光熱水費 10,800円(360円/日の1ヵ月30日で算出しています)
- · 共用消耗品 4,000円
- ・食費 朝200円 夕500円 (実食分を請求させていただきます) ※収入状況により上記利用料以外に自己負担金が発生する場合があります。

アクセス



その他 (写真等)



事業所名称	社会福祉法人 大分県光明寮				
	障害福祉サービス事業・光明				
事業所所在地	〒879-7153 大分県豊後大野市三重町玉田 1508番地1				
電話•FAX	TEL 0974-22-0440 FAX 0974-22-0002				
利用できる方	☑知的障がい	☑身体障がい	☑精神障がい		
	☑発達障がい	☑高次脳機能障がい	☑難病	□児童	

*生活介護事業 月~金(祝祭日除く)

*自立訓練(生活訓練事業) 月~金(祝祭日除く)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

[事業内容]

- ① 豊後大野市内と臼杵市野津町の方にご利用いただけます。(他地域 要相談)
- ② 入浴・給食・送迎(基本:片道30分の範囲)あり
- ③ 一人一人に応じた活動と集団活動を行い、楽しい行事もたくさんあります。 [セールスポイント]

みんなで一緒に、目標を持って明るく楽しく、楽しく楽しく!過ごしています。 笑顔あふれる事業所でありたいと思っています。

利用料金

①市町村が定める額 *詳しくはお問い合わせ下さい。

②食事代等:市の補助が ある方180円 ない方540円

アクセス



その他 (写真等)



事業所名称	社会福祉法人 大分県光明寮
	障害者短期入所事業 こうめい
事業所所在地	〒879-7153 大分県豊後大野市三重町玉田 1508番地1
電話•FAX	TEL 0974-22-0440 FAX 0974-22-0002
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい☑高次脳機能障がい☑難病□児童

*単独型 短期入所(ショートステイ) 定員 6 名

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

[事業内容]

- ① 入所施設内の宿泊ではなく、単独の建物でショートステイご利用の方のみで 過ごします。
- ② 対象実施地域 豊後大野市 臼杵市野津町 (他地域 要相談) 利用者の介護を行う方の疾病や介護疲れ、その他の理由、または、将来的に入所を考えている方の宿泊訓練等の理由により、一時的に入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援を行います。

[セールスポイント]

一人ひとりのニーズに沿った安全安心なサービスの提供を行います。

利用料金

- ① 市町村が定める額 *詳しくはお問い合わせください。
- ② 食事代 朝160円 昼500円 夕340円

アクセス





事業所名称	特定非営利活動法人 豊野やすらぎ会	
	豊野やすらぎ会(就労 B)、グループホーム大野	
事業所所在地	〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場 4 2 2 番地	
電話•FAX	TEL • FAX 0 9 7 4 - 2 2 - 7 3 1 4	
利用できる方	☑知的障がい ☑身体障がい ☑精神障がい ☑発達障がい ☑高次脳機能障がい □難病 □児童	

- ■障がい者を対象とした訓練等給付
 - * 就労継続支援 B 型事業 定員 2 0 名

月曜日~金曜日 (祝日除く) 9:00~16:00 事務所 (職員) 8:30~17:00

* 共同生活援助事業 定員4名 (男性のみ)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

三重町中心部にある通所施設です。(現在犬飼、緒方方面への送迎実施) グループホームも併設しています。

[事業内容]

- *就労継続支援B型事業:主な作業内容は清川の畑作業や施設外就労でJA選果場へ行き、トマトの箱詰めや甘藷のつる切り作業等をしたり、個人農家さんのお手伝いや公園等の草刈・除草清掃作業をしています。一般就労に向けた支援も行っています。畑で作った野菜は、他事業所のお弁当用や清川の道の駅に出荷しています。
- *共同生活援助事業 (グループホーム):地域で安心して暮らせるよう支援をさせていただいています。日中は併設のB型事業所に通所しています。

[セールスポイント]

三重町の中心部にあるので、交通面やその他いろんな面で便利が良いです。 年に数回みんなで屋外活動・買い物支援に出かけます。

利用料金
 市町村が定める額
 ・ GH は生活費個人負担あり
 その他 (写真等)
 室 竹田
 326 号線
 (販売品)
 新鮮野菜、加工品(千切大根、ウコン等)
 廃油石鹸、手芸品 など

事業所名称	グループホーム青い鳥、ショートステイ青い鳥
	指定特定相談事業所 青い鳥・フロイデ
事業所所在地	₹879-7125
	大分県豊後大野市三重町内田 2702-1
電話•FAX	電話: 0974-24-0086 FAX: 0974-24-0087
(メール)	メールアドレス: gate2nice@gmail.com ホームページ: https://li-aoitori.jp
利用できる方	☑知的障がい ☑身体障がい ☑精神障がい
	☑発達障がい ☑高次脳機能障がい □難病 □児童

■障がい者を対象とした介護等給付:共同生活援助 定員10名

短期入所 定員 1名

■指定特定相談支援事業(成人のみ)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

新築平屋のゆったりとした空間とゆとりある居住スペースのある『みんなの家』です。 ショートステイは、グループホームに慣れることや、一時的な息抜きの場所として準備 しました。

ここを利用する一人ひとりにとって新しい家となるようサービスを提供しています。 特定相談事業所も併設していますので、利用の相談や日常の相談もすぐに対応でき、 他事業所とも連携をとりながらスムーズな生活支援を行っています。

[主な支援]

- ・生活支援(食事提供含む)
- 受診同行
- ・金銭管理(あんしんサポートや成年後見制度との連携を強化しています)

利用料金:①市町村の定めるとおり、②実費の負担(食材費、光熱費など)



事業所名称	青い鳥(日中活動の部)
	(設置者:特定非営利活動法人 青い鳥)
事業所所在地	〒879-7125 大分県豊後大野市三重町内田 2 6 5 1 - 1
電話・FAX (メール)	0974-22-6780(電話・FAX 共通) (メールアドレス: gate2nice@gmail.com)
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい☑高次脳機能障がい□難病□児童

- ■障がい者を対象とした訓練等給付: 就労継続支援 B 型 定員 20 名
- ■障がい者を対象とした地域活動支援事業:地域活動支援センター事業 定員 15 名

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

この施設は自分を成長させる場所として始めました。いろいろと挑戦して、できるようになればOK。できなければ、できるようになればいいだけの話です。当法人ではそれに重きをおき、二つの活動場所を運営しています(『働く』を応援する就労継続支援B型、『素敵に生活する』を応援する地域活動支援センター)。

[主な作業種類(就労継続支援B型)]

- ・食品加工 (ジャム)
- · 清掃業務 (施設清掃委託事業)

- 内職(室内作業)
- · 外部委託作業 (施設外就労)

[日中活動の種類(地域活動支援センター事業)]

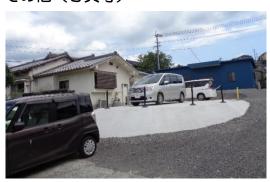
手芸(ビーズ、アイロンビーズ、小物づくり、他)、DVD鑑賞、体力づくり、外出、 調理実習、など

利用料金:①市町村の定めるとおり、②必要時に実費の負担(食材費など)

アクセス

後藤学園グラウンドを 回り込み、最初の 分岐で、左へ。 扇田保育園方面へ 行く途中にある 施設です。





事所名称	こどもデイサービスみつばち	
事業所所在地	〒879-7152 大分県豊後大野市三重町百枝2029番地	
電話•FAX	TEL 0974-22-0558 FAX 0974-22-0558 Email mitubachi0558@gmail.com	
利用できる方	□知的障がい □身体障がい □精神障がい □発達障がい □高次脳機能障がい □難病 ■児童	

■放課後等デイサービス

障がいを抱える6歳~18歳までの児童が通い、様々な訓練やレクリエーションを通じて個々の能力、生活能力、他者との協同、協調性の向上を図るサービスです。

•開所日:月曜日~金曜日

・定 員:10名/日

・時 間:平 日=学校終了後~17時30分 / 長期休み・祝祭日=10時~16時

・建物:バリアフリー対応

■相談支援センターくれよん

福祉サービスを利用するための手続きの支援を中心としたサービスです。

事業所特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

個人の課題に特化したプログラムに加え、以下の療育プログラムを用意しております。

① 製作活動 ②防犯、防災訓練 ③集団活動 (筋トレ・体幹トレーニング、音楽)

④性教育 ⑤進路相談

「セールスポイント」

1日のプログラムが決まっており、これに沿って過ごして頂きます。通所を継続することで新たな進路が見つかったり、成長がみられ卒業した児童が複数名いらっしゃいます。

利用料金

法令で定められた額が毎月必要となります。※無料も場合もあり

アクセス





事業所名称	特定非営利活動法人オーバー
	ホームヘルプセンターももたろう
事業所所在地	〒879-6905 大分県豊後大野市清川町三玉686番地
電話・FAX	TEL 0974-35-2170 FAX 0974-35-3700
利用できる方	図知的障がい 図身体障がい 図精神障がい 図発達障がい 図高次脳機能障がい 図難病 図児童

■障がい者を対象とした介護給付による事業

●居宅介護

(スタッフ…21名)

●重度訪問介護●同行援護

●行動援護

■地域生活支援事業

●移動支援

●基準該当生活介護●基準該当短期入所

●日中一時支援

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

日常生活に必要なサービス(外出の支援や自宅においての見守り、身体介護、家事援 助、日中一時預かり等)を365日提供し、お一人お一人のニーズに合った支援を行っ ています。又、介護タクシーの事業所を併設していますので、積極的な外出支援のお手 伝いをしています。

利用料金

市町村が定める額 ※詳しくはお問合せください

アクセス

←緒方 R 502 三重→

清

●道の駅

きよかわ

Ш 石 油

●ももたろう

清川総合グラウンド





事業所名称	騰々舎 相談支援センター
事業所所在地	〒879-6601 大分県豊後大野市緒方町馬場 796-1
電話•FAX	TEL 0974-42-3578 FAX 0974-42-4187 Eメール toutosha@gold.ocn.ne.jp
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい☑高次脳機能障がい☑難病☑児童

■特定相談支援事業

障がい福祉サービスを初めて受ける人達の相談にのりサービスに合ったプランを 作成し、その後のサービスの調整、相談を行います。

■一般相談支援事業

施設や病院を出て地域で暮らすための地域移行、定着を支援します。

事業所の特徴

どの様なサービスを受けたいか、又、どの様なサービスがあるかという相談に対応 し支援することに努めています。

利用料金

アクセス





事業所名称	特定非営利活動法人 豊後の大地 地域活動支援センター いろは
事業所所在地	〒879-6221 大分県豊後大野市朝地町坪泉 5 5 7 番地 1
電話•FAX	TEL 0974-64-1233 FAX 0974-64-1232
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい☑高次脳機能障がい☑難病□児

■地域活動支援センター(地域生活支援事業)定員15名(5月1日現在 14名) 障がい者手帳をお持ちの方で18才~65才までの方々を対象とした通所事業所 (管理者 1名、支援員2名)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

[事業内容]

■地域における**日中活動の場**が欲しい方を対象に**通所**し、**創作的**な活動(絵画)や生産活動(農作業・地域お手伝い)を提供しています。また活動を通じて社会との 交流促進等も目的としています。

[セールスポイント]

■自然豊かな場所のなか広々とした施設で、**ゆっくりのんびり作業**しています。 誰かと話して**笑ったり**、時には**怒ったり**と・・そんな毎日を過ごしています。

利用料金

市町村が定める額 ※詳しくはお問い合わせください。

アクセス





事業所名称	新星館	障害福祉サービス	センター	
事業所所在地	〒879-6441 大分県豊後大野	野市大野町田中 700 番地	2	
電話・FAX	TEL 0974-	34-2111 34-3804		
利用できる方	☑知的障がい ☑発達障がい	☑身体障がい☑高次脳機能障がい	☑精神障がい ☑難病	□児童

■障がい者を対象とした介護給付

・生活介護 定員 20名

■障がい者を対象とした訓練等給付

就労継続支援A型 定員 10名就労継続支援B型 定員 30名

・グループホーム 定員 20名

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

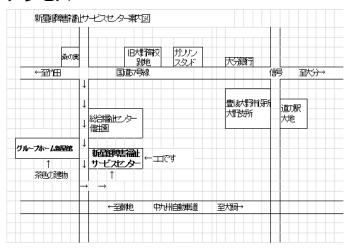
- ・事業所を利用する人たちが、人間としての尊厳が保たれ、生きがいを味わえる様々な 「就労と生活の場」をご提供いたします。
- ・障がいを持つ方々の地域での暮らしを支えるべく、当法人の持つサービス機能を総合的に駆使して活動し、これらの方々が地域で安心して暮らせるよう支援させていただきます。

利用料金

国・市町村の定める額

※詳しくはお問い合わせ下さい

アクセス





事業所名称	社会福祉法人 千仁会 ①障害福祉サービス事業所 千歳ハイツ・エイブル ②グループホーム ながたに ③障害福祉相談支援事業所 エイブル
事業所所在地	〒879-7411 豊後大野市千歳町柴山1167番地1
電話・FAX	(電話) 0974-37-3751 (FAX) 0974-37-3751
利用できる方	☑知的障がい①②③ ☑身体障がい②③ ☑精神障がい①②③☑発達障がい①②③ ☑高次脳機能障がい①②③ ☑難病②③ ☑児童③

■障がい者を対象とした訓練等給付

宿泊型自立訓練(生活訓練)事業定員20名就労継続支援B型事業定員30名共同生活援助事業定員20名

■相談支援 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

千歳町・犬飼町の自然豊かな環境の中で生活し、日中の生産活動と夜間の生活訓練の場を提供している事業所です(通所利用も可)。生産活動は、主に農作業で、日々汗を流し活動しています。

自分たちで育てた野菜や果物が、食卓に並ぶのも当事業所の特徴です。夏のスイカは当事業所の名物になっています。当事業所では、色々と行事を実施しています。花見のバーベキュー、毎月の地域学習やレクリエーション活動などがあり、特に、年1回の宿泊を伴う研修旅行は皆さんが楽しみにしている行事の一つになっています。 [主な生産活動]

お茶の栽培・管理、お茶の生産加工、販売

季節野菜の栽培、販売 ハウスピーマンの栽培、出荷 カボス園委託管理 グループ就労(草刈り作業・農作業・出荷調整作業他) 調理

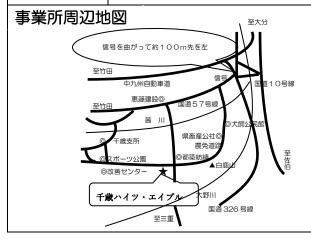
- ①法の定めるとおり
- ②自己負担

利用料金

宿泊型自立訓練【1人部屋】 55,000円 (家賃・光熱水費・食材料費含む)

共同生活援助 53,500 円 (家賃・光熱水費・食材料費含む)

*支給決定市町村より特定障害者特別給付費として、上限10,000円の家賃補助があります。





事業所名称	NPO 法人福和会 じゃんぴんぐ VOY
事業所所在地	〒879-7401 大分県豊後大野市千歳町新殿 314番地 11
電話•FAX	TEL 0 9 7 4 - 2 4 - 7 2 0 0 FAX 0 9 7 4 - 2 4 - 7 2 0 1
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑精神障がい☑発達障がい☑直☑差☑差

· 就労継続支援 B型 定員 3 4 名 · 生活介護 6 名

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

(就労継続支援 B 型)

自然豊かな千歳に移転して地域とともに成長する事業所を目指しています。

内職作業を中心に誰でも作業に関わることができ、就労の喜びを感じることができるような雰囲気の中で作業をしています。利用者一人ひとりに寄り添い、生きがいを見つけたり、一般就労に必要なスキルを身に着けたりすることを目標としています。レベルの高い作業もあり、利用者の希望に合った作業ができるように心がけています。

(生活介護)

利用者の障がいに合わせて寄り添った介護ができることを目指しています。 浴室には天井走行リフトとトロリーバスを設置しており、利用者の方の負担を軽減 し、安全に入浴を楽しむことができます。

利用料金 国、市町村の定める額

アクセス



千歳 IC 降りて信号を左次の信号を右、200m先 右側

千歳郵便局斜め前









事業所名称	一般社団法人 福祉支援センターココロノオト
	相談支援センターLaLaLa
事業所所在地	T879-7402
	大分県豊後大野市千歳町船田598-1
	TEL 0974-27-5947
電話 • FAX	FAX 0 9 7 4 - 2 7 - 5 9 4 7
	E メール kokoro-oto@oct-net.ne.jp
利用できる方	☑知的障がい ☑身体障がい ☑精神障がい ☑発達障がい
	☑発達障がい ☑高次脳機能障がい ☑難病 ☑児童

■特定相談支援事業(計画相談支援)

障がいのある方が障がい福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成 し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■障がい児相談支援事業 (障がい児相談支援)

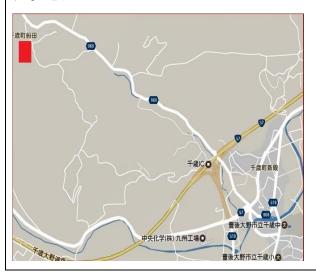
障がいのある児童が障がい児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等) を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを 行う等の支援を行います。

事業所特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

障がい者や家族からの地域の障がい福祉に関する相談に丁寧に応じ、情報提供や助言、 関係機関との連絡調整などをきめ細やかに行います。

利用料金 無料

アクセス





	一般社団法人 福祉支援センターココロノオト		
事業所名称	障がい者訪問介護事業所奏		
事業所所在地	〒879-7402 大分県豊後大野市千歳町船田598-1		
電話 • FAX	TEL $0\ 9\ 7\ 4 - 2\ 7 - 5\ 9\ 4\ 7$ FAX $0\ 9\ 7\ 4 - 2\ 7 - 5\ 9\ 4\ 7$ E $ end{3} end{3} end{3} end{3} kokoro-oto@oct-net.ne.jp}$		
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑精神障がい☑発達障がい☑産☑単病☑児童		

- ■障がい児・者を対象とした介護給付
 - ・居宅介護 (ホームヘルプ)
 - 重度訪問介護
- ■障がい児・者を対象とした地域生活支援事業
 - 移動支援

事業所特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

障がいのある方が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会活動を営むことができるよう支援します。

ご家族の声をしっかり受け止めた上での「家族支援」、総合的な観点から利用者を中心におき目的に沿った、「段階的な支援」を心がけています。

障がい福祉の専門職として、長年の経験のあるスタッフが「あなたらしさ」を応援します。

利用料金

国・市町村が定める額 ※詳しくはお問い合わせください。

アクセス





事業所名称	社会福祉法人 萌葱の郷				
	障害者支援施設 めぶき園				
事業所所在地	〒879-7306 大分県豊後大野市犬飼町下津尾 4355 番地 10				
電話・FAX	TEL 097-578-0818 FAX 097-578-0819				
利用できる方	☑知的障がい □身体障がい □精神障がい☑発達障がい □高次脳機能障がい □難病 □児童				

サービスの種類(例)

- □介護給付による事業(国の事業)
 - ○生活介護(定員 40 名) ○施設入所支援(定員 30 名) ○短期入所(定員 4 名)
- □地域生活支援事業(市の事業)
 - ○日中一時支援

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

【主な活動内容】

- ○生 産 活 動… 月・金曜日の終日、火・水・木曜日の午前 (陶芸課・手工芸課・ECO 課・アート課)
- ○療育別活動 … 火曜日の午後 (ソフトボール・ストレッチ)
- ○ウォーキング・・水曜日の午後
- ○クラブ活動 … 木曜日の午後 (スポーツ・美術・散歩)

【セールスポイント】

昼夜一体のサービスを提供するとともに、安心感と信頼関係に基づいた支援により、 自閉症者が生き生きと暮らし、生涯を託せる場所を目指しています。

利用料金

国が定める額

※詳しくはお問い合せください。

アクセス



その他(写真等)

(HP) http://www.moginosato.net/



事業所名称	社会福祉法人 萌葱の郷 相談支援事業所 プラス				
事業所所在地	〒879-7305 大分県豊後大野市犬飼町田原 1416 番地 1				
電話・FAX	TEL 097-578-1500 FAX 097-578-0166				
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい□高次脳機能障がい□難病☑	見童			

サービスの種類(例)

□相談支援

(地域移行支援・地域定着支援・特定相談支援・障害児相談支援)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

ご本人の心身の状況や、置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、地域における自立した日常生活または社会生活を営むことができるようサービス等利用計画を作成します。

【事業内容】

- *総合的な相談支援及び日常生活全般についての相談
- *福祉サービスの利用援助(情報提供、相談、紹介等)
- *サービス利用計画の作成

利用料金

無料

アクセス



その他(写真等)

(HP) http://www.moginosato.net/



事業所名称	社会福祉法人 萌葱の郷 ホームヘルプサービスセンター らすかる					
事業所所在地	〒879-7306 大分県豊後大野市犬飼町下津尾 4355 番地 10					
電話・FAX	TEL 097-578-1888 FAX 097-578-0819					
利用できる方	☑知的障がい□身体障がい□精神障がい☑発達障がい□高次脳機能障がい□難病☑児童					

- □介護給付による事業(国の事業)
 - ○居宅介護(身体介護) ○行動援護
- □地域生活支援事業(市の事業)
 - ○移動支援

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

【事業内容】

日常生活を営む際に支援を必要とする障がい児・者の方のご自宅に経験豊富な ヘルパーを派遣し、適切な居宅介護の支援を提供します。また、障がい児・者の 生活の安定や自立、社会参加を促進しています。

【主なサービス内容】

- ●身体介護…入浴・食事・排せつ・衣服の着脱等の介護
- ●行動援護…行動が困難で常に介助が必要な人に、行動する時に危険を回避する ために必要な介助や外出時の移動の補助
- ●移動支援…外出時における移動の介護

利用料金

国が定める額

※詳しくはお問い合せください。

アクセス



その他(写真等)

(HP) http://www.moginosato.net/



事業所名称	社会福祉法人 萌葱の郷			
	ライフサポートセンター なごみ園 (多機能型事業所)			
事業所所在地	₹879-7304			
	大分県豊後大野市犬飼町大寒 2149-1			
電話・FAX	TEL 097-586-8070 FAX 097-586-8071			
利用できる方	☑知的障がい □身体障がい □精神障がい			
	☑発達障がい □高次脳機能障がい □難病 ☑障がい児			

- □障がい児・者による事業(国の事業)
 - ●生活介護事業(定員10名)●放課後等デイサービス事業(定員10名)
 - ●保育所等訪問支援事業

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

【生活介護事業の主な作業種類】

●芸術活動(機織り、絵画、モザイコ制作など) ●調理活動(食育・ピザづくりなど)

【生活介護事業のセールスポイント】

利用者の「生きがい」を大切にして、やりがいがある活動を一緒に考えて取り組みます。芸術活動の 才能がある利用者には、可能な限り作品制作の機会を作り、その作品を商品化することで、様々な人の 目に触れる機会を提供します。また、特性への配慮を大事にし、必要に応じてカームダウンルームで落 ち着いてもらうなど、利用者のペースや個性を重んじた合理的配慮を充実するとともに、生産活動のみ ならず、健康維持に向けた体力作りを行います。

[放課後等デイサービス事業の主な活動内容]

工作や調理等といった技能的な課題や、SST プログラムを通して社会的な適応力を育てます。利用児 の地域での育ちと暮らしを支援するため、教育機関や福祉機関との連携や支援会議を積極的に行ってい

「放課後等デイサービス事業のセールスポイント」

1 人ひとりのお子さんの発達について課題を心理的側面から明らかにし、人とのやりとりを通して発 達を促進します。ブランコやトランポリン、ボールプール等の大型遊具やパズル、プラレール、積み木 などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を目指します。

利用料金

国が定める額

※詳しくはお問い合せください。

アクセス



その他(写真, HP等)

http://www.moginosato.net/



事業所名称	社会福祉法人 萌葱の郷 グループホーム かわしま				
事業所所在地	〒879-7306 大分県豊後大野市犬飼町下津尾 3709 番地 8				
電話・FAX	TEL 097-578-0885 FAX 097-578-1226				
利用できる方	✓知的障がい □身体障がい □精神障がい✓発達障がい □高次脳機能障がい □難病 □児童				

アクセス

- □訓練等給付による事業(国の事業)
 - ○共同生活援助事業(定員A棟7名・B棟7名 計14名)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

障がいのある人もない人も地域で共に暮らす共生社会の実現に向けて、自閉症の人たちが地域で安心して暮らせるように、余暇を充実させて、快適な生活の場を目指します。地域において共同生活をしながら自立した日常生活、または社会生活を営むことが出来るように、入浴、排泄、食事の介護、相談、その他の日常生活上の援助を行っています。家庭的な雰囲気で、個別的なケアを提供します。

利用料金 国が定める額 ※詳しくはお問い合せください。





事業所名称	社会福祉法人 萌葱の郷			
	障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい			
事業所所在地	〒879-7302 大分県豊後大野市犬飼町久原 1863 番地 8			
電話・FAX	TEL 097-578-0077 FAX 097-578-1226			
利用できる方	✓知的障がい □身体障がい □精神障がい✓発達障がい □高次脳機能障がい □難病 □児童			

- □介護給付による事業(国の事業)
 - ●生活介護(定員20名)
- □訓練等給付による事業(国の事業)
 - ●就労継続支援A型事業(定員10名)

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

【主な作業種類】

- ●農作業(畑での作業) ●レストラン業務(フロア業務、厨房内作業)
- ●機織り(機織り機を利用しての織物製作、加工) ●外部受注作業
- ●清掃業務(市委託作業·地域清掃)等…

【セールスポイント】

人権と主体性を尊重し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援 します。

地域や家族との結びつきを重視し、安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる 支援を行います。就労に必要な知識及び技能の向上に努め、関係機関と連携し可能な限 り一般就労に向け支援します。

利用料金

国が定める額

※詳しくはお問い合せください。

アクセス



その他 (写真等)

(HP) http://www.moginosato.net/



	合同会社ロイヤルウォッシュ				
事業所名称	就労継続支援A型ロイヤルウォッシュ				
事業所所在地	〒879-7306 大分県豊後大野市犬飼町下津尾10番地				
電話・FAX	TEL 097-579-7455 FAX 097-579-7454				
利用できる方	☑知的障がい☑身体障がい☑発達障がい☑高次脳機能障がい☑難病□児童				

- ■障がい者を対象とした訓練等給付
 - ★就労継続支援 A 型

定員 20名

(スタッフ…職業支援員9名、生活支援員2名、サービス管理責任者2名) 月曜日~土曜日(繁忙期は日曜出勤あり)8:30~17:00

事業所の特徴(日々の過ごし方…セールスポイント等)

[事業内容]

クリーニング工場にてリネン業と布団のクリーニング、貸布団業を行います。どちらも資格の要らない単純作業です。クリーニングを通じてお客様に快適と笑顔をお届けするお仕事です。

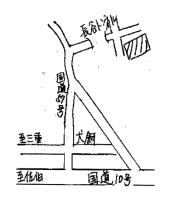
[セールスポイント]

- ① 作業工程が多数あるので、それぞれの体力・能力に応じた作業を職員と選んで行けます。
- ② 就労時間も様々あるので、体力に応じて徐々に時間や日数を増やしていく事が出来ます。

利用料金

自己負担はありません(無料)

アクセス





にじいろ豊後大野福祉ガイドブック

(Ver.4-3 令和5年1月)

障がい福祉事業所連絡協議会